事務連絡

令和７年４月　７日

各市町村　高齢者施設等整備担当課　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 茨城県福祉部長寿福祉課

介護基盤整備担当

令和７年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における一次協議の実施

について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり標記交付金に係る一次協議を実施いたしますので、事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

記

１．補助対象事業及び補助協議単価等

　　参考資料の参考１－１から参考１―４を確認すること

２．提出資料及び提出方法・部数

以下について、**電子データ**を提出すること**※今年度より電子データのみに変更**

① 別添１「チェックリスト」

② 別添２「防災・減災等事業整備計画書」

② 別添３「整備計画一覧表」

※ 該当する事業分のみ。

④ 別添２に関係する以下の資料（事業主体ごと）

ア．平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ．見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

※ 公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数（２者以上）提出すること。

ウ．別添４「補助対象面積確認シート」（面積按分が必要な場合）

３．提 出 先

茨城県 福祉部 長寿福祉課 介護基盤整備担当　井野瀬

４．提出期限

令和７年４月２１日（月）【必着】

５．国の採択方針

【加速化対策分・通常整備分　共通】

（１）令和６年４月１日より義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化されている非常災害対策計画の策定のない施設については原則補助対象外。

（２）実施主体（自治体）の事業ごとの優先順位が高い事業

（３）国土強靱化の推進のため、国土強靱化地域計画の策定がない自治体は原則補助対象外。（７計画に明記された事業は、優先的に採択予定）

（４）福祉避難所の指定・協定の状況

（５）原則として抵当権が設定されている場合は補助対象外

【加速化対策分】

（耐震化改修、非常用自家発電整備、水害対策強化事業、ブロック塀改修）

（１）令和３年度から令和７年度までの５年間については、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年12 月11 日閣議決定）に基づく整備（以下、「加速化対策分」という）の実施を推進するため、令和５年度第一次補正予算において、所要の予算を確保する予定としており、本協議においては、加速化対策分のうち、特に進捗が遅れている耐震化設備整備、水害対策強化事業を優先的に採択予定。

６．国からの留意事項

（１）採択方針に影響が生じるため、実施主体（自治体）においては優先順位の付番や福祉避難所の指定状況等、別添３の確認項目を正確に記載すること。（必要に応じて挙証資料の確認等を行うこと。）

（２）協議書類一式（特に要綱や参考１-４「補助対象整理票」）を精読の上、別添１「チェックリスト」を活用すること等により、適切に内容の確認を行うこと。その際、参考１－４「補助対象整理表」記載の留意事項を事業主体にも周知するとともに、事業主体における事業実施の検討に要する時間が十分確保されるよう配慮すること。

（３） 本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）については、地震による停電時等に有効に機能するために、地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保する必要があるので、十分留意されたい。

|  |
| --- |
| 【照会及び提出先】  〒310-8555  　水戸市笠原町978-6  茨城県福祉部長寿福祉課  介護基盤整備担当　井野瀬  電 話：029-301-3321  e-mail：chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp |

また、実施主体（自治体）は事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性を確保する必要があることや、耐震性が確保されていることが分かる資料を整備しておくことを周知徹底すること。

（４） 従前より、重点支援地方交付金について、介護施設等の整備において建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援に活用できる旨、周知を行っており、実施主体（自治体）は、事業主体より相談があった場合は、当該交付金の活用について積極的にご検討いただきたい。

（５）令和５年度二次協議より、「社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業」を新設し、「参考２　防災改修等支援事業の取扱い」に基づき、整備できることとしている。

　　　なお、対象は令和４年４月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は令和４年４月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限る。

　　　当該メニューの活用についても、積極的にご検討いただきたい。

（６）協議の結果、内示を受けたにも関わらず、取下げを行った事業者については、次回以

降の協議において採択を行わないなど、原則として優先度を下げるものとする。